

事務連絡  
平成23年8月30日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

電気事業法第27条に基づく電気の使用制限の緩和等について

平素より節電への御理解・御協力を賜り、御礼を申し上げます。

政府の電力需給緊急対策本部においては、5月13日に「夏期の電力需給対策」を取りまとめ、需要面では、需要家一律15%削減という需要抑制目標を掲げました。同内容を踏まえ、関係団体の皆様には節電の取組をお願い申し上げておりました。

この度、新潟・福島豪雨の影響により稼働を停止していた水力発電所が9月5日の週にも一部復旧する見込みとなったことによる供給力の増加等、今後の東北電力管内・東京電力管内の需給状況を総合的に勘案し、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限の緩和等について「第2回電力需給に関する検討会合」において8月30日に決定されましたので、お知らせ致します。具体的な内容は以下の通りです。

- ①東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地に所在する大口需要家の方々に対する電気の使用制限は、9月2日（金）を以って終了する。
- ②東京電力管内の大口需要家の方々に対する電気の使用制限を、当初予定していた9月22日（木）までの期間を前倒しし、9月9日（金）を以って終了する。

※詳細につきましては、別紙をご参照下さい。

貴団体におかれましては、これまで様々な節電努力を進めて頂いているところですが、同使用制限措置終了後も、15%の需要抑制を努力目標とし、無理のない範囲で、引き続き皆様方の最大限のご協力を賜りたく存じます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

[連絡先]

土地・建設産業局建設業課 川浪  
(連絡先: 5253-8277)

## 電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限緩和等について

平成 23 年 8 月 30 日  
電力需給に関する検討会合決定

1. 東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害の全被災地域に対する、電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限措置は、平成 23 年 9 月 2 日をもって、終了する。
2. 東京電力株式会社管内に対する、電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限措置は、平成 23 年 9 月 9 日をもって、終了する。
3. ただし、同使用制限措置終了後も、15% の需要抑制を努力目標として残し、無理をしない範囲で節電を行うよう要請する。

## 電気事業法27条に基づく電気の使用制限の緩和等について

平成23年8月29日  
電力需給に関する検討会合

新潟・福島豪雨の影響により停止していた水力発電所の一部が9月5日の週にも復旧する見込みとなったことによる供給力の増加など、今後の東北電力管内・東京電力管内の需給状況を総合的に勘案し、両電力管内における電気の使用制限について、以下のとおり緩和する。

### 記

#### 1. 被災地の適用除外

- 被災地<sup>(注1)</sup>に対しては、9月2日(金)をもって、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置を終了する(5日以降は適用しない)<sup>(注2)</sup>。

(注1)東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害の全被災地域

(注2)現行の電気の使用制限措置の期限

東京電力管内：9月22日まで

東北電力管内：9月 9日まで

#### 2. 東京電力管内の前倒し終了

- 東京電力管内の電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置は、9月9日(金)をもって終了する(22日(木)から、2週間前倒し)。

ただし、使用制限終了後も、昨年のピーク比15%の需要抑制を求める努力目標は残し、無理をしない範囲で節電を行うよう要請する。<sup>(注3)</sup>

(注3)「夏期の電力需給対策について」(平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定)においては、9月末日まですべての需要家が一律  
▲15%の目標の下に需要抑制に取り組むこととされている。

### (参考1)被災地の適用除外

- 被災地に対する電気の使用制限の緩和については、かねて検討を行ってきたが、新潟・福島豪雨の被害により、東北電力管内で十分な供給力が確保できなくなつたため、実施を見合させていた。
- こうした中、豪雨で停止していた水力発電所の一部が(20万 kW 程度)が、9月5日の週にも運転を開始する見込みとなつた。
- この結果、東北電力管内の被災地について使用制限の適用除外を行つたとしても、東北電力の予備率はプラスを維持できることが確認された(1. 2%)。

(参考)東京・東北電力管内で被災地の適用除外を行つた場合の需給バランス

#### (東京電力)

最大需要 4,958 万 kW(4,890 万 kW<sup>(注1)</sup>+適用除外による需要増 68 万 kW<sup>(注2)</sup>)

供給力 5,430 万 kW(東北電力へ 140 万 kW 融通後)

予備率 9.5%

#### (東北電力)

最大需要 1,287 万 kW(1,210 万 kW<sup>(注1)</sup>+適用除外による需要増 77 万 kW<sup>(注2)</sup>)

供給力 1,303 万 kW(第2沼沢発電所の一部 23 万 kW を含む)

予備率 1.2%

(注 1) 今夏の需要動向から推計した、27 条に基づく使用制限や節電の効果を織り込んだ 9 月第 2 週 (9/3~9/9) の最大需要 (H1)

(注 2) 適用除外で上乗せされる可能性のある 27 条による使用削減量の最大値

(参考2)東京電力管内の前倒し終了

- 今夏の需給実績を踏まえて再精査したところ、以下のように十分な供給予備力が確保できる見通しが立ったことから、9月22日(木)まで予定していた使用制限を、9日(金)で終了する。

(参考)27条による使用削減量の最大値が上乗せされた場合の需給バランス  
(万kW、%)

	9/10-16	9/17-23	9/24-30
東京電力 (予備率)	5,006 (8.3%)	4,967 (6.3%)	4,527 (14%)
東北電力 (予備率)	1,220 (8.6%)	1,190 (11%)	1,080 (6.0%)
2社の合計 (予備率)	6,226 (8.3%)	6,157 (7.3%)	5,607 (12%)

## 東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地域の範囲について

- 青森県八戸市、上北郡おいらせ町
- 岩手県全市町村
- 宮城県全市町村
- 福島県全市町村
- 新潟県新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、十日町市、五泉市、上越市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、田上町、阿賀町、中魚沼郡津南町
- 茨城県日立市、ひたちなか市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、那珂市、水戸市、笠間市、小美玉市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、鉾田市、行方市、つくば市、土浦市、取手市、牛久市、龍ヶ崎市、石岡市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、筑西市、常総市、桜川市、下妻市、北相馬郡利根町、久慈郡大子町、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、稲敷郡美浦村、那珂郡東海村
- 栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
- 千葉県浦安市、我孫子市、香取市、旭市、習志野市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区

平成23年8月30日

## 電気事業法第27条に基づく電気の使用制限の緩和について

平素より節電への御理解・御協力をいただき、御礼を申し上げます。

今般、電力需給に関する検討会合が開催され、東北電力管内・東京電力管内の需給バランスが改善していることや、被災地の方々からの早期終了を求める声があることを踏まえ、

- ①9月2日（金）を最後に、東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了すること、
- ②9月9日（金）を最後に、東京電力管内に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了すること、

が決定されました。

### 1. 緩和内容

#### ①について

- ・東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地（下記参照）に所在する大口需要家（契約電力500kW以上）の方々については、9月2日（金）を最後に、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了します（9月5日（月）からは適用除外とします）。

#### <東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地>

- 青森県八戸市、上北郡おいらせ町
- 岩手県全市町村
- 宮城県全市町村
- 福島県全市町村
- 新潟県新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、十日町市、五泉市、上越市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、田上町、阿賀町、中魚沼郡津南町
- 茨城県日立市、ひたちなか市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、那珂市、水戸市、笠間市、小美玉市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、鉾田市、行方市、つくば市、土浦市、取手市、牛久市、龍ヶ崎市、石岡市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、筑西市、常総市、桜川市、下妻市、北相馬郡利根町、久慈郡大子町、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、稲敷郡美浦村、那珂郡東海村

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力需給流通政策室長 吉川徹志

担当者：小柳、当間

電話：03-3501-1511（内線 4581～90）

03-3501-1748（直通）